

ればならないことになっています。

政府が買入れする量は備蓄する量にとどまり、ほぼ一定してい

て、生産調整に参加した生産者だけに配分されます。自主流通米の

取り扱い量については、生産調整への参加の有無にかかわらず、買

い入れ可能となります。需給の

バランスなどにより出荷取扱業者の

の判断に委ねられることから、供給が過剰な場合はその出荷取扱業者がどのような対応をするのか、または生産調整への参加の有無によつて差をつけざるを得なくなります。いずれにしても、対応の仕方によつては「生産者の自主性

を重んじる生産調整」の実現は難しくなること、及び出荷取扱業者に頼る生産者と頼らない生産者で、生産調整への参加の違いが出てくることが考えられます。

自由米は法的に認められます

新食糧法の下では、食管法で規定されていた生産者の売り渡し義務が廃止され、出荷先については多種多様な流通経路（左図参照）が存在するようになります。生産者は、出荷数量などを食糧事務所に届け出れば、消費者や小売業者に計画外流通米として直接販売することができます。今後の検討課題と思われます。

生産者からの直接購入はいつからできるのか

食管法の下では、販売業者が定数のある許可制で、新規参入が規制されていましたが、新食糧法の下では、流通規制が大幅に緩和され、登録制となり、申請手続きは、八年六月から）だれでも登録できるようになります。そこで、米の自由な生産、流通ルートの多様化、販売業への新規参入などが急速に進むことが予想され、米を取り巻く情勢が大きく変わるものと思

消費者はどう変わる

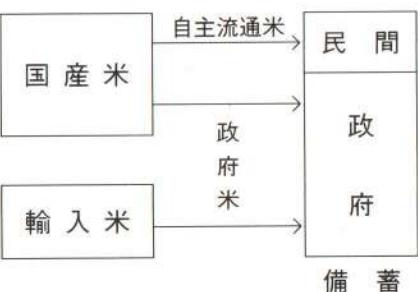
ニーズに対応した多種多様な流通

われます。それに伴い、消費者のニーズに対応した、多様な種類・価格のお米が提供されることになります。つまり、消費者のお米の選択の幅が広がることになります。

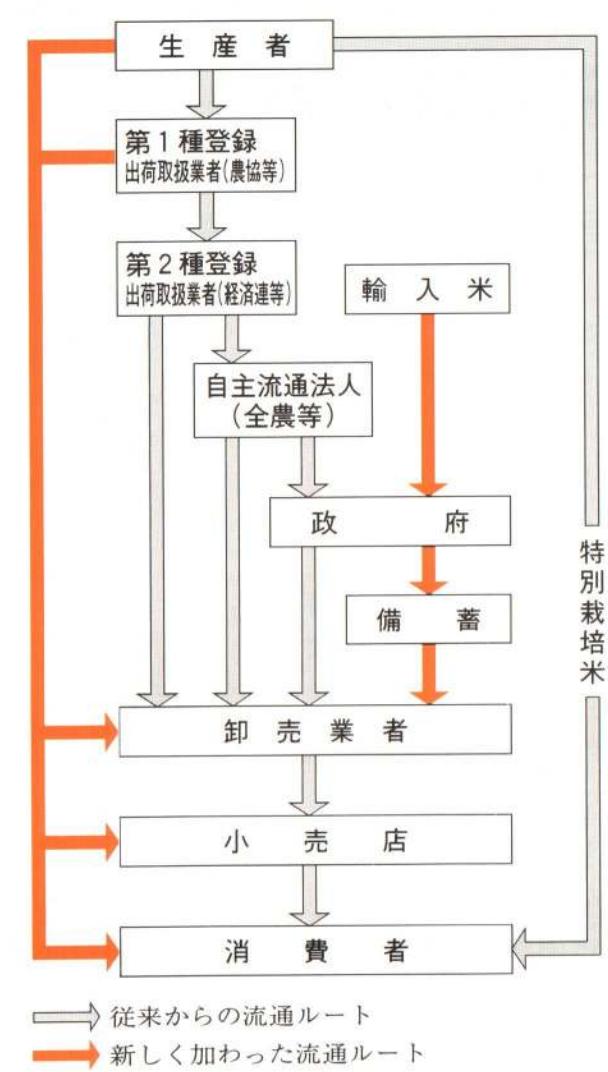
豊作、凶作によって価格の幅が大きいのでは

豊凶による価格変動に対応するため、政府は政府米として生産者から買い入れた米と輸入米を備蓄することが、法に明確に示されています。そこで、政府は豊凶による需給変動にも機能的に対応し得るよう、一部民間備蓄も含め、百五十万トンの確保を基本として、一定の幅を持つて運用し、需給の調整と価格の安定を図ることにしています（下図参照）。備蓄米は一年間保管した後、主食用、加工用などに売却されます。

備蓄運用の考え方



- 通常は1年間保管後売却
- 米が不足する場合に放出



新食糧法が施行された十一月一日からすでに、計画外流通米として生産者から直接購入できるようになっています。ただし、七年産米については、生産者はすでに販売委託の契約に基づいて、そのほとんどが販売済みであることから、実質八年産米からの実施となるも

- 全体需給の調整
- 民間流通による自主流通米を主体
- 需給実勢が的確に反映される価格形成
- 規制緩和による流通の合理化